

利根町制施行70周年記念ロゴマークの使用に係るガイドライン

本ガイドラインは、町制施行70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）を使用する際の指針を示すものです。利根町の70周年を広くPRするため、ロゴマークをご活用いただき、利根町制施行70周年を盛り上げていけるようご協力をお願いします。

1. 対象事業

町制施行70周年記念事業実施方針に沿う事業で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に実施する事業が対象となります。

2. ロゴマークの使用条件

以下の条件を全て満たす場合に使用できます。

- ・当町の信用及び品位を損なう、又は損なうおそれがないこと
- ・自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用しないこと
- ・法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがないこと
- ・特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用しないこと

3. ロゴマークのデザイン等について

ロゴマークのデザインは、以下の2種類とします。



《ロゴマーク使用上の遵守事項》

- ①原図の縦横比のまま拡大・縮小して使用することはできますが、縦横比を変更しての使用はできません。また、配色を変更しての使用もできません。
- ②取得したデータの第三者への転売又は譲渡はできません。
- ③ロゴマークを使用した物品等の商標登録はできません。
- ④ロゴマークの著作権は利根町に帰属します。

4. 使用方法

ロゴマークを使用する場合は、町が指定する応募フォームから届出をお願いします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出は不要とします。

- ①町が使用する場合
- ②報道機関が報道および広報の目的で使用する場合
- ③その他、町長が適当と認める場